

1 対象者	<p>学部、大学院、短期大学部及び通信教育部に所属する学生（研究生を含む）で、支給対象者の要件にすべて当てはまる者</p> <p>※6月10日〆切の1次募集時に申請し、推薦者として決定した旨通知があった学生の再度申請は認めません。</p> <p>ただし、給付額10万円を申請したが、その後、住民税非課税世帯であることが証明できる書類が提出可能となった場合、給付額10万円を改めて申請できます。</p>
2 給付額等	<p>①給付額 (1)住民税非課税世帯の学生 20万円 (2)上記以外の学生 10万円</p> <p>②給付方法 日本学生支援機構から届出振込口座へ振込</p>
3 支給対象の要件 (概要)	<p>1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）</p> <p>① 家庭からの多額の仕送りを受けていない</p> <p>② 原則として自宅外で生活をしている</p> <p>③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い</p> <p>④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない</p> <p>⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比50%以上減少）している</p> <p>⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす</p> <p>(1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者</p> <p>(2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>(3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>(4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>(5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者</p> <p>⑦ 留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）</p> <p>(1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること</p> <p>(2) 1か月の出席率が8割以上であること</p> <p>(3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない。）</p> <p>(4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること</p> <p>2. 上記1を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者</p> <p>詳細については「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)のP5を御確認ください。</p>
4 選考及び推薦	<p>定められた基準にて大学で要件を審査し、日本学生支援機構より大学に割り振られた推薦枠内で日本学生支援機構へ推薦となります。</p> <p>※要件を満たしたすべての学生が採用されるとは限りません</p>
5 必要書類	<p>「学びの継続のための学生支援緊急給付金 募集要項」をご確認ください。</p> <p>表下の添付ファイルから申請に必要な様式データのダウンロードができます。</p>
6 受付期間	<p>本ご案内掲載後～令和2年7月17日（金）</p>
7 申請方法	<p>Google フォームを利用してファイル添付での提出となります。</p> <p>大学から支給されているGoogle アカウントを使用してGoogle フォームにアクセスすることになりますので、必ずアカウントにログインの上作業を進めてください。</p> <p>申請の際は以下の申請フォームから申請してください。</p> <p>なお、平日の9:30～10:30までの時間帯はメンテナンス（前日までのデータ取り込み作業）のため受付を中止いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>学生支援緊急給付金申請フォーム</p>
8 お問い合わせ	<p>「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に関するお問い合わせについては、お問い合わせフォームでの対応とさせていただきます。</p> <p>回答については、ポータルサイトを通じて学生あてに回答をさせていただきます。</p> <p>お問い合わせフォーム</p>